

第9期 神崎町
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

概要版

令和6年3月
神崎町

計画の概要

1. 計画策定にあたって

平成 12（2000）年に介護保険制度が導入され、高齢者の介護サービスは改善されてきました。しかしながら、65 歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率は上昇し続け、令和 7（2025）年には約 3,677 万人に達する見込みです。神崎町でも同様に高齢者の数が増加し、令和 7（2025）年の高齢化率は 38.2%に達する見込みです。

このような状況において、地域包括ケア計画が重要視され、神崎町でも地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。令和 3（2021）年度からは「第 8 期神崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく、高齢者向けの施策が展開されています。さらに、国では新たな支援の枠組みとして、地域共生社会の実現に向けて包摂的なコミュニティの構築が提唱されています。

これらを踏まえ、高齢者が地域で自立し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指し、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度を計画期間とする「第 9 期神崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

計画の位置づけと期間

1. 計画の位置づけ

本計画は、神崎町第 5 次総合計画の分野別計画として位置付けるとともに、令和 2（2020）年度に策定された神崎町地域福祉計画等の関連計画との整合を図ります。

また、老人福祉法第 20 条の 8（市町村老人福祉計画）及び、介護保険法第 117 条（市町村介護保険事業計画）に基づき、両者を一体として策定したものです。保健・医療に関する分野については、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて策定しています。

2. 計画の期間

本計画は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 か年計画として策定します。

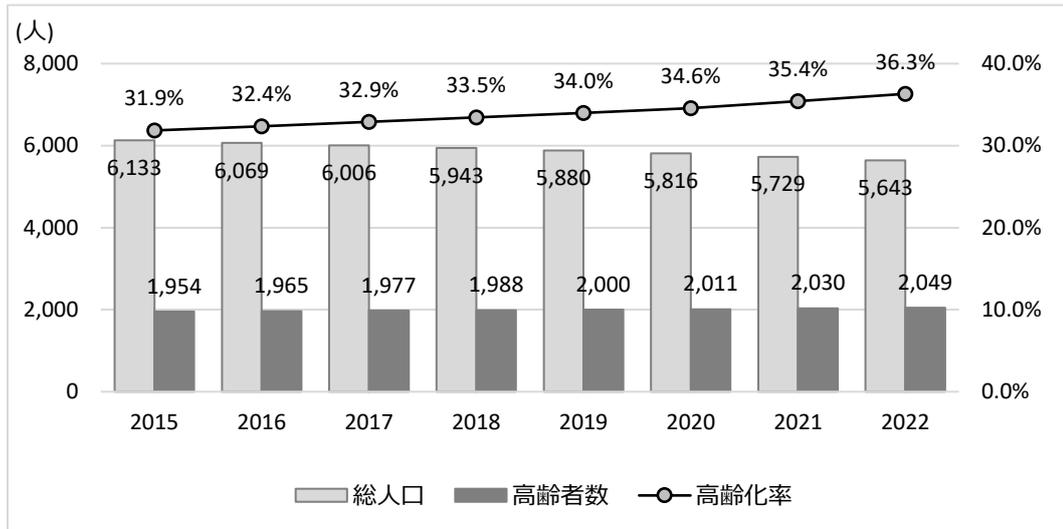
令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
第 8 期計画								
			第 9 期計画（本計画）					
						第 10 期計画		

町の高齢者を取りまく現状

1. 人口及び高齢化率の推移

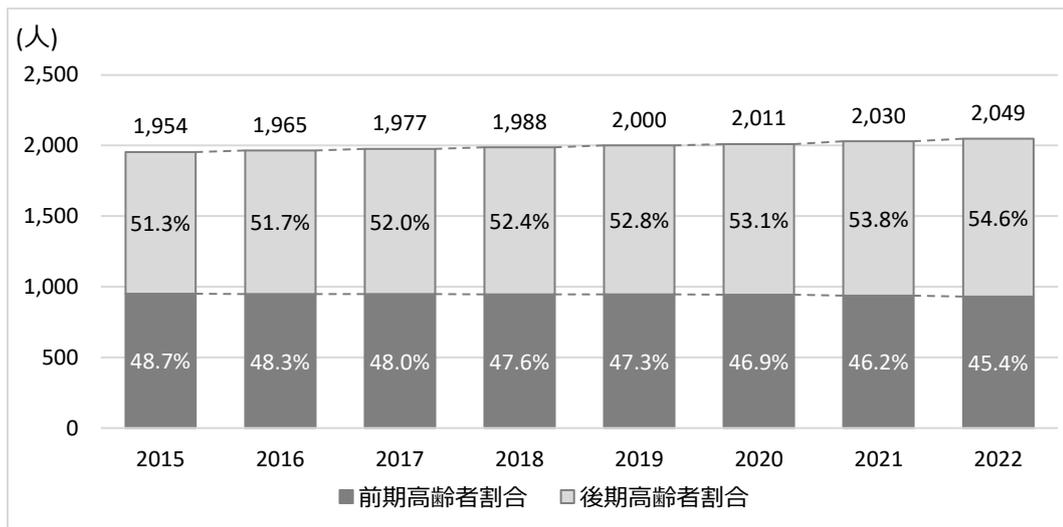
平成 27（2015）年から令和 4（2022）年までの本町の総人口は減少している一方で、高齢者人口は増加し、令和 4（2022）年には総人口の 36.3%を占めています。特に、後期高齢者（75 歳以上）の割合が増加しています。

■人口・高齢者人口の推移■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年 10 月 1 日現在）

■前期高齢者割合・後期高齢者割合の推移■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年 10 月 1 日現在）

※ 小数点第二位以下の端数処理の関係で、前期高齢者割合と後期高齢者割合の合計が 100.0%と ならない場合がある。

2. 介護サービスの利用状況

(1) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、2018（平成30）年度から2022（令和4）年度にかけて5人増加しています。また、第1号被保険者数は増加傾向にありますが、第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す合計認定率は、横ばいで推移しています。

■認定者数（要介護度別）■

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
要支援1（人）	26	23	24	24	20
要支援2（人）	47	56	55	48	55
要介護1（人）	108	90	85	100	96
要介護2（人）	72	84	79	68	69
要介護3（人）	54	58	63	63	70
要介護4（人）	52	61	58	58	52
要介護5（人）	28	22	25	34	30
合計（人）	387	394	389	395	392
第1号被保険者数（人）	2,028	2,038	2,043	2,046	2,050
合計認定率（％）	19.1	19.3	19.0	19.3	19.1

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

2018～2020年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

2021～2022年度 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 各年3月

(2) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数

本町の居宅介護（介護予防）サービスの受給者数（令和5年3月サービス提供分）は、第1号被保険者が210人、第2号被保険者が5人で、総数は215人となっています。

要介護度別では要介護1～3で受給者数が多くなっています。

■居宅（介護予防）サービス受給者数■

単位：人

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1号被保険者	2	15	69	54	35	22	13	210
第2号被保険者	0	0	2	2	0	0	1	5
総数	2	15	71	56	35	22	14	215

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（暫定）」令和5年5月

(3) 地域密着型サービス受給者数

本町の地域密着型サービスの受給者数（令和5年3月サービス提供分）は、第1号被保険者が38人、第2号被保険者が2人で、総数は40人となっています。

要介護度別では、要介護1～2で受給者数が多くなっています。

■地域密着型サービス受給者数■

単位：人

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1号被保険者	0	0	19	10	6	3	0	38
第2号被保険者	0	0	1	0	0	0	1	2
総数	0	0	20	10	6	3	1	40

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（暫定）」令和5年5月

(4) 施設サービス受給者数

本町の施設サービスの受給者数（令和5年3月サービス提供分）は、第1号被保険者が83人、第2号被保険者が2人で、総数は85人となっています。

要介護度別では要介護度3～4で受給者数が多くなっており、施設の種類の別では介護老人福祉施設で受給者数が多くなっています。

■施設サービス利用者数■

単位：人

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1号被保険者	介護老人福祉施設	1	6	18	22	9	56
	介護老人保健施設	4	4	9	3	6	26
	介護療養型医療施設	0	0	0	1	0	1
	小計	5	10	27	26	15	83
第2号被保険者	介護老人福祉施設	0	0	1	0	0	1
	介護老人保健施設	0	0	1	0	0	1
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	2	0	0	2
総数		5	10	29	26	15	85

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報（暫定）」令和5年5月

計画の基本方針

1. 基本理念

神崎町では、令和2（2020）年度から令和12（2030）年度までの神崎町第5次総合計画において、「生き生きわくわく人も発酵するまちこうざき～今より一歩前へそして、次世代へのバトンパス～」というまちづくりコンセプトを掲げ、将来の神崎町を子や孫たちに誇りを持って引き継ぐことを目指しています。

この計画では、10年後の地域目標として、「すべての世代に優しい福祉施策の充実」を掲げ、高齢者、障害者（児）、子どもの福祉に横断的に取り組み、関係機関との連携を強化しています。さらに、住民の声に耳を傾けながら、子育て支援センターの強化や交通弱者対策などの福祉施策を推進しています。

また、神崎町地域福祉計画では、「みんなで創る生涯安心のまち・こうざき」を掲げ、地域全体で生涯安心を実現する取り組みを行ってきました。

これらの関連計画や社会の動向を踏まえ、本計画では

「生涯安心の人にやさしい健康・福祉のまちづくり」

を基本理念として掲げ、介護サービスや日常生活支援を充実させ、安全・安心・快適な住環境を整えるための取り組みを推進します。

2. 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体的に実現していくために、本計画では以下の4つの基本的な方向性に基づき、具体的な施策の展開を図ります。

（1）介護予防の推進と高齢者の在宅生活を支える体制づくり

高齢者が在宅で暮らしていくための困難をできる限り解消するため、地域の多様な主体と連携して、各種生活支援サービスの検討・整備を図ります。

基本施策

（1）高齢者の暮らしと健康を支える体制づくり

（2）高齢者の健康と暮らしの向上

(2) 住み慣れた地域で自分らしい暮らしの実現

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築に向けた、本町のこれまでの取組を一層深化させ、要介護状態となった場合でも、住み慣れた町でいつまでも自分らしい暮らしを実現できる支援体制づくりに努めます。

地域包括支援センターを中心として、町民、町、事業者、地域団体、各専門機関のネットワーク体制を確立し、町ぐるみの高齢者支援体制の確立を目指します。

基本施策

(1) 地域包括支援センター業務の充実

(3) 認知症対策の推進

(2) 在宅医療・介護連携事業の推進

(4) 住民主体の地域づくりの推進

(3) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

住み慣れた町でいつまでも自分らしい暮らしを実現するため、町の保健・福祉体制の充実を図ることで健康寿命を延伸し、高齢になっても、仕事や地域の活動に積極的に参加し、生きがいをもって暮らせる地域づくりを推進します。

高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることの無いよう、防犯及び交通安全対策を推進するとともに、災害や各種感染症による感染拡大発生時等の、緊急支援体制の充実を図ります。

基本施策

(1) 高齢者の健康づくり

(4) 高齢者に住みよい環境づくり

(2) 医療体制の充実

(5) 高齢者の安全対策の推進

(3) 高齢者の生きがいづくりと就業の促進

(4) 介護保険事業の適正な運営

介護が必要な高齢者に対し、適切な介護保険サービス提供を行います。

また、介護保険サービスを安定的・持続的に提供していくため、介護保険事業の適正かつ健全な運営を目指します。

基本施策

(1) 介護給付・介護予防給付の適正化

(2) 地域に根ざした支援体制の充実

介護保険料の設定

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は13段階(第8期計画では9段階)とし、各段階の保険料は以下のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び各段階の■

段階	保険料率	対象者	保険料(年額)
第1段階	基準額 × 0.455	生活保護受給者の方、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者の方、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	35,490円
第2段階	基準額 × 0.685	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	53,430円
第3段階	基準額 × 0.690	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	53,820円
第4段階	基準額 × 0.900	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	70,200円
第5段階 (保険料基準段階)	基準額	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	78,000円 (月額6,500円)
第6段階	基準額 × 1.200	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	93,600円
第7段階	基準額 × 1.300	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	101,400円
第8段階	基準額 × 1.500	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	117,000円
第9段階	基準額 × 1.700	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	132,600円
第10段階	基準額 × 1.900	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	148,200円
第11段階	基準額 × 2.100	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	163,800円
第12段階	基準額 × 2.300	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	179,400円
第13段階	基準額 × 2.400	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	187,200円